

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月30日

岩手県人事委員会

委員長 熊谷隆司

岩手県人事委員会規則第9号

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成14年岩手県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(派遣の対象とならない職員の特例)</p> <p>第3条 条例第2条第2項第3号の人事委員会規則で定める職員は、<u>国家公務員法（昭和22年法律第120号）第59条第1項の規定により官職に正式に採用されていた者、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の規定により岩手県以外の地方公共団体の職員の職に正式に採用されていた者又は任命権者の要請に応じて退職し引き続き独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人に採用されていた者（国家公務員を除く。）であって、引き続き職員として採用されたものとする。</u></p>	<p>(派遣の対象とならない職員の特例)</p> <p>第3条 条例第2条第2項第3号の人事委員会規則で定める職員は、<u>次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>国家公務員法（昭和22年法律第120号）第59条第1項の規定により官職に正式に採用されていた者、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の規定により岩手県以外の地方公共団体の職員の職に正式に採用されていた者又は任命権者の要請に応じて退職し引き続き独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人に採用されていた者（国家公務員を除く。）であって、引き続き職員として採用されたもの</u></p> <p>(2) <u>医師又は歯科医師として採用された者</u></p> <p>2 <u>条例第2条第2項第4号の人事委員会規則で定める職員は、医師又は歯科医師である職員とする。</u></p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。